

# 新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金

## 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の中小企業者の資金繰り円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や生産性の向上を図ることを目的として創設された資金です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定し、金融機関が中小企業者に伴走的な支援を行います。
- 保証料率は、0.85%（経営者保証免除対応を適用する場合は、1.05%）で国が0.65%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%）に相当する額の保証料を補助するため、中小企業者の負担は、一律0.2%相当額になります。
- 金融機関は、原則として、5事業年度にわたり、四半期毎にフォローアップを実施します。中小企業者の経営状況を確認するとともに、経営行動計画書の実行状況を受け、必要に応じて指導・助言等の追加的な支援が行われます。なお、一定の改善があった中小企業者は、フォローアップの回数が年1回となります。

新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金			
	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	危機関連保証
ご利用いただける方 <small>※前年実績の無い創業者や、業容拡大した方について、認定基準の運用が緩和されています。詳しくは市町村にお問い合わせください。</small>	次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者  (イ) 県内において1年間以上継続して事業を行っていること  (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること	次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者  指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少していること  ※売上高等の減少率が5%～15%未満の場合は対象外となります。	次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者  (イ) 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること  (ロ) 経済産業大臣が指定した案件に起因して、原則として、最近1ヶ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること
融資限度額	4,000万円		
資金用途	運転資金・設備資金		
利率	年1.60%以内		
償還期間	10年以内(うち据置5年以内)		
保証料	年0.85% ※経営者保証免除対応を適用する場合は、年1.05%		
保証料補助	0.65%に相当する額(経営者保証免除対応を適用する場合は、0.85%)を国が補助 中小企業者は一律0.2%相当額の負担となります。 ※条件変更保証料は、補助対象外です		
保証人	原則として法人代表者以外不要		
担保	必要に応じて徴求		
取扱期間 (注1)(注2)	令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)までに保証申込を受け付けたもの ただし、危機関連保証の認定を受けたものについては、令和3年6月30日融資実行分まで		
取扱金融機関	県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫		

(注1) 令和3年4月1日現在。(注2) 取扱期間については延長となる場合があります。

## 手続きの流れ ※本資金は、市町村長の認定が必要です

①市町村へ認定申請  
【中小事業者】

②取扱金融機関へ  
融資の申込み

③審査  
【保証協会】

④融資実行  
【金融機関】

## ご利用にあたってのご注意

- 融資実行までの期間短縮のため、事前に対処金融機関にご相談されることをお勧めします。
- 認定書は融資が確実に実行されることを約束するものではありません。

## お問合せ先

宮城県経済商工観光部商工金融課(商工金融班)  
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階  
電話 022-211-2744  
URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/>

## 新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金(セーフティネット保証4号・5号, 危機関連保証)についてのQ&A

### Q1 市町村の認定はどのようにして受けることができますか。

A: 認定書の様式や詳しい要件は、各市町村にお問い合わせください。

### Q2 セーフティネット保証4号・5号や危機関連保証を利用する場合、保証限度額は別枠になりますか。

A: セーフティネット保証4号・5号は、一般資金等とは別枠で最大8,000万円までの保証限度額となります(他に、県制度融資「セーフティネット資金」を利用している場合には、合算して8,000万円まで)。

危機関連保証は、一般資金等とは別枠で最大8,000万円までの保証限度額となります(他に県制度融資「セーフティネット資金」「災害復旧対策資金(東日本大震災枠)」「みやぎ中小企業復興特別資金」を利用している場合には、合算して1億6,000万円まで)。詳しくは別途お問い合わせください。

### Q3 以前借り入れた資金を「新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金」に借換することはできますか。

A: 県制度融資資金の債務であれば、当該資金への借換ができることとしています。ただし、80%保証(一般保証・セーフティ5号)から、100%保証(セーフティ4号・危機関連保証)への借換は、原則できないこととなっています(一部、例外がありますので、詳しくは、金融機関にご相談ください。)

### Q4 個人事業主も対象になりますか。

A: 信用保証対象業種であれば、法人に限らず、個人やご家族等で事業を営んでいる等、個人事業主の方も、県制度融資の対象になります。

### Q5 最近1か月の売上高とは、いつのものですか。

A: 申請月の前月(申請日までに集計が完了している1ヶ月)が基本となります。

### Q6 売上高の減少は、どのような資料で確認するのですか。

A: 試算表、売上台帳等により、売上高等の減少を確認します。これらの書類の写しを添付してください。

### Q7 認定されれば、融資実行されますか。

A: 認定書は、ご希望どおりの融資実行をお約束するものではありません。金融機関及び信用保証協会による審査を受けることとなります。

あらかじめ、金融機関に本資金の利用について、ご相談いただくことをお勧めします。

### Q8 保証料補助は、セーフティネット保証及び危機関連保証それぞれ4,000万円まで受けられますか。

A: 「新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金」全体の融資限度額が4,000万円となっていますので、保証料補助(0.65%相当の額、経営者保証免除対応適用の場合は、0.85%)についても、セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証を合わせて4,000万円までが対象となります。